

姫路市上下水道局告示第 66 号
令和 7 年 10 月 29 日

姫路市上下水道事業管理者 種 谷 康

姫路市下水道排水設備工事施工業者指定の効力の停止について

姫路市下水道排水設備工事施工業者指定規程（令和 4 年上下水管規程第 17 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり姫路市上下水道局指定排水設備工事事業者の指定の効力を停止したので同規程第 22 条第 2 号の規定により告示する。

記

1 指定の効力を停止する者

氏名又は名称	三木商事株式会社
事業所の所在地	姫路市木場十八反町 2 7
指定番号	第 9 9 号

2 指定の効力停止年月日 令和 7 年（2025 年） 1 1 月 1 日

3 指定の効力停止期間 3 ヶ月